

育児・介護休業法 改正のポイント (1~9は、2025年4月1日から施行)

1. 子の看護休暇の見直し(新名称「子の看護等休暇」)

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生終了まで
取得事由の拡大(①②に③④を追加)	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

2. 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3. 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

改正内容	施行前	施行後
代替措置のメニューを追加	<代替措置> ① 育児休業に関する制度に準ずる措置 ② 始業時刻の変更等	<代替措置> ① 育児休業に関する制度に準ずる措置 ② 始業時刻の変更等 ③ テレワーク

4. 育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化

5. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数 1,000 人超の企業	従業員数 300 人超の企業

6. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7. 介護離職防止のための雇用環境整備

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

8. 介護離職防止のための個別周知・意向確認等

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

周知事項	① 介護休業に関する制度・介護両立支援制度等(制度の内容) ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

情報提供期間	① 労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ② 労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか

9. 介護のためのテレワーク導入

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化

10. 柔軟な働き方を実現するための措置等

- (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等
- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

11. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

- (1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の意向聴取
- (2) 聴取した労働者の意向についての配慮